

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 常 住 豊  
総務部  
部 長 宮 本 重 則

デジタル手続法施行日に係る住民基本台帳法の改正に伴う  
戸籍の附票の写しの交付に関する取扱いの変更について

標記の件につきまして、今般、政府よりデジタル手続法施行日に係る住民基本台帳法が改正され、令和4年1月11日より施行されることに伴い、戸籍の附票の写しに記載される事項が変更される旨の通知がありました。（詳細は、別添をご確認ください。）

具体的には、施行日以降に、職務上請求書を使用し、自治体の窓口等において、当該戸籍の附票の写しの交付請求を行った際に、交付される写しの取扱いが下記のとおり変更されます。

つきましては、各単位会にかれまして所属会員への周知とともに会員指導をお願いいたします。

なお、本会といたしましては、当該住民基本台帳法の改正に対応した職務上請求書の様式改訂の検討を進めているところです。また、現在使用可能な職務上請求書の経過措置等についても検討を行っており、その取扱いに関しての詳細は、決まり次第、早急にご案内申し上げます。

恐れ入りますが、何卒よろしくお願いいたします。

#### 記

1. 施行日以降（令和4年1月11日）、戸籍の附票の写しに記載される事項

①氏名（フルネーム）、②住所、③住所を定めた年月日、④生年月日、⑤性別

※今般の改正に伴い、④および⑤が追加されます。

2. 施行日以降（令和4年1月11日）、原則として戸籍の附票の写しに記載されない事項

⑥戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、⑦在外選挙人登録情報

※戸籍の附票の写しの利用目的を達成するために、⑥および⑦についての記載が必要であることを請求者が申し出た上で、市長村が認めるときは、戸籍の附票の写しに⑥および⑦が記載されます。

以上

<別添>

- ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（周知依頼）（令和3年12月27日付事務連絡. 総務省自治行政局住民制度課）
- ・ デジタル手続法第9号施行日（令和4年1月11日）において施行される改正内容
- ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（通知）（令和3年11月25日付総行住第143号. 総務省自治行政局長）